静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県公営企業管理者 企業局長 望月 誠

企業局管理規程第3号

静岡県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

静岡県企業職員の給与に関する規程(昭和42年事業部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

改正前

(給料表)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「 地公法」という。)第28条の5第1項に規定す る短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」 という。)に適用する給料表は、別表第1に掲 げる企業職給料表とする。ただし、水質検査 に従事することを本務とする職員にあつては、 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条 例第31号。以下「給与条例」という。)第4条 第1項第3号イに掲げる医療職給料表2とす る。

2 (略)

(住居手当)

第3条の3 住居手当は、次に掲げる職員には 支給しない。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に規定するもののほか、管理者が 別に定める職員

(特殊勤務手当)

第5条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 用地交渉等手当は、事業課、企業局東部事 務所又は企業局西部事務所に勤務する職員が 現地において地域振興整備事業に係る土地若 しくは公共の用に供する土地の取得若しくは 取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の 施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業 (給料表)

第2条 企業職員で常時勤務を要する者及び地 方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地 公法」という。)第28条の5第1項に規定する 短時間勤務の職を占める者(以下「職員」と いう。)に適用する給料表は、別表第1に掲げ る企業職給料表とする。ただし、水質検査に 従事することを本務とする職員にあつては、 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条 例第31号。以下「給与条例」という。)第4条 第1項第3号イに掲げる医療職給料表2とす る。

改正後

2 (略)

(住居手当)

第3条の3 住居手当は、次に掲げる職員には 支給しない。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に規定する者のほか、管理者が別 に定める職員

(特殊勤務手当)

第5条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 用地交渉等手当は、水道企画課、地域整備 課、企業局東部事務所又は企業局西部事務所 に勤務する職員が現地において地域振興整備 事業に係る土地若しくは公共の用に供する土 地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交 渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補 務に従事したときに、1日につき1,000円(その業務が深夜において行われた場合にあつては、1,500円)支給する。

6 (略)

(期末手当)

第6条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 公庫、公団等の職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定めるものをいう。)

(退職手当)

第7条の2 (略)

2 • 3 (略)

4 企業職員の給与条例第15条第<u>12</u>項の金額を 支給するものとして同項に規定する管理者が 指定するものは、次に掲げる者とする。

(1)~(6) (略)

別表第2 (第2条第2項関係)

ア 企業職給料表(1)級別職務区分表

職務の級	職務				
(略)					
6 6級	(1) 本庁の参事の職務				
	ア 本庁の課の参事 <u>、</u>				
	技監 <u>又は新プロジェ</u>				
	クト推進室長				
	イ・ウ (略)				
	(2) (略)				

償に係る交渉の業務に従事したときに、1日 につき1,000円(その業務が深夜において行わ れた場合にあつては、1,500円)支給する。

6 (略)

(期末手当)

第6条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で、期末手当の支給を受ける職員は次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

ア (略)

イ 公庫、公団等の職員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2に規定する公庫等職員及び特別の法律の規定により同条に規定する公庫等職員とみなされる者のうち人事委員会の定める者をいう。)

(退職手当)

第7条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 企業職員の給与条例第15条第<u>13</u>項の金額を 支給するものとして同項に規定する管理者が 指定するものは、次に掲げる者とする。

(1)~(6) (略)

別表第2(第2条第2項関係)

ア 企業職給料表(1)級別職務区分表

職務の級	職務			
(略)				
6 6級	(1) 本庁の参事の職務			
	ア 本庁の課の参事 <u>又</u>			
	<u>は</u> 技監			
	イ・ウ (略)			
	(2) (略)			

(略)			(略)			
イ (略)			イ (略)			
別表第3(第3条関係)			別表第3(第3条関係)			
組織の区分	職	区分	組織の区分	職	区分	
(略)		(略)				
本庁	課の参事	(略)	本庁	課の参事	(略)	
	課の技監			課の技監		
	新プロジェク					
	<u>卜推進室長</u>					
(略)			(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。